

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成28年3月1日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言
2. 会議録署名人の指名
3. 前回の会議録の承認
4. 委員報告
5. 教育長報告
6. 議決事項

議案第1号 白井市学習等供用施設管理運営規則の制定について

議案第2号 白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第4号 白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 白井市民プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 白井市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 白井市教育相談員の委嘱について

議案第9号 白井市適応指導教室指導員の委嘱について

議案第10号 白井市学校支援アドバイザーの委嘱について

議案第11号 白井市学習等供用施設所長の委嘱について

議案第12号 白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会委員の委嘱又は任命について

議案第13号 （仮称）富士中学校について

議案第14号 白井市学校徴収金会計システムガイドラインの策定について

議案第15号 白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

7. 協議事項

協議第1号 白井市民プール存続に係る今後の方向性について

8. 報告事項

報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

○出席委員

委員長 石亀 裕子
委員 小林 正継
委員 高城 久美子
委員 川嶋 之絵
教育長 米山 一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長	田代 成司
教育部参事	藤咲 克己
生涯学習課長	鈴木 栄一郎
教育部参事	小松 正信
書記	風間 信也
書記	品川 太郎

午後 2 時 0 4 分 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 これから平成 2 8 年第 3 回白井市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名です。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 議事録署名人の指名をします。小林委員、高城委員にお願いします。

○前回会議録の承認

○石亀委員長 前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○委員報告

○石亀委員長 それでは、委員報告を行います。各委員からありましたらお願いします。

○川嶋委員 2 月 1 1 日、白井市 P T A 活動支援研究事業として、和太鼓コンサートと夢の講演に行っていました。この時期、小学校ではインフルエンザなどが流行しておりまして、当初は 7 0 0 人程度の参加を見込んでいたようですが、実際、当日は 4 0 0 人ほどでした。今年は音楽で会員及び児童・生徒の心を耕すということを目的に企画をされたようです。会場は桜台小学校で、広く天井の高い体育館でしたので、太鼓の音がよく響いていました。会場全体を使ってのパフォーマンス性の高い和太鼓演奏と夢をテーマとした公演は、厳かな雰囲気の中にも笑いがあり、斬新な演出で、子どもだけでなく保護者の方々も楽しめるすばらしい内容でした。日本の伝統楽器である和太鼓ですが、演奏としてあまり聞く機会がありませんでしたので、大変満足度の高い研究事業となったようです。

以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

ほかに委員からありますでしょうか。

○教育長報告

○石亀委員長 ないようでしたら、米山教育長から報告をお願いします。

○米山教育長 それでは、前回の教育委員会議以降の報告をいたします。

2 月 4 日、学校給食共同調理場運営委員会が開催されております。運営委員会の中では、今アドバイザ

リー契約ということで、たくさんの項目について決定をしていかなきゃならないものがありまして、今後も運営委員会のほうで意見を聞いていくということで、4日の日は移設建替えに向けてスケジュールの報告と食器について協議をいたしました。食器の種類によって保管庫等の全ての数が決まっていきますので、例えば食器が少なければ保管庫も少なくなるということで、コンテナの数も変わってきます。従いまして、食器自体の品質と何種類を使うかということで、運営委員会の意見をもらっています。

5日、金曜日、印教連の教育功労者表彰ということで、例年行われている印教連の表彰式が行われています。本市では、校長1名と事務長1名が表彰を受けております。

11日、今、川嶋委員のほうから報告があったP連事業の和太鼓コンサートに出席をしております。

13日、ふるさと大使のライブということで、文化センター大ホールを使いまして、白井市の宣伝をお願いしている白井市出身の芸能人の方にライブコンサートを行っていただきました。

14日、日曜日、運動公園でスポーツ少年団の卒団式、例年、リレーをやるんですけども、たまたま大雨でできませんで、運動公園の施設内で卒団式を行いました。

15日からは議会が始まりまして、議会の関連になっております。

20日、土曜日、福祉大会が中ホールで行われました。これに出席をしております。

27日、土曜日、春季中学校野球大会の開会式に出席をいたしました。チーム編成、1、2年生に変わります。新しいチームの試合ということで、子ども達、大変張り切っていました。

同日、環境フォーラム、第一小学校と南山中学校の発表ということで、それぞれが環境についての学習の発表をしております。

28日、日曜日、市民大学校の卒業式、80名弱の方が卒業されております。卒業生の挨拶の文章を広報のほうで掲載していこうと思っておりますけれども、それぞれ市民大学校を卒業したときの、入学からの意気込み含めて、大変よい話を聞けました。

同日3時から文化財審議会が開催をされております。

学校給食センターに関わる陳情が1件出されております。3月2日、明日、陳情について審議をされます。それから、中旬に監査請求の陳述が予定をされております。これについては、2日、3月の中旬ということで、それぞれ要請がありまして出席をすることになっております。皆さんにも確認しておきたいんですけども、議会でも若干話をしたんですけども、議会の権限というのをペーパーで配付しております。議決権というのはどういうものかといいますと、議会の権限の中で最も本質的、基本的なものであり、議会の存在目的からも第一に上げられる権限であるということで、上段の左の上を書いてあります。下段には議決は問題に対する議員個々に賛成、反対の意思表示、すなわち表決の集約であると。賛成したり反対したり。そこで表決が満場一致であれば何ら問題はないが、議員の意思が賛否に分かれている場合は表決を集計した上で、多数決の原理に従って、通常の案件では過半数、特別の案件に当たっては特別多数の賛成の意思表示があれば議会の意思と定めるものであるということで、過半数で決定しますよと。このように決定した議会の意思、議決はもはや議員個々の意思からは独立したものになり、議会全体の統一した意

思ということに、議決されたものは議会の全体の意見である。たとえ議決とは反対の意思を表明した議員があったとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があったときから成立した議決に従わなければならない。自分はこの議決に対して反対だけでも、議会の意思として表決されたものについては、議員個々それぞれが従わなければならない。この後に、さらに議決した事項は議員を拘束するばかりでなく町村長と執行機関、我々執行部はもちろん、内容によっては住民に対しても同じである。住民に対しても議決された議決内容については従ってもらうことがありますよと。さらにそれが内外に宣明されたその町村の意思になるわけであるということで、これが議決のものとして上げたものに対する考え方なので、決定したものについては議員個々も執行部も、場合によっては住民もこれに従わなければならないということで、いかに議決が重いかがということが書かれている内容になります。

今回出ている陳情、また住民監査請求は若干違うんですけど、陳情については、移転、建替えではなくて改修にしよう。ただ、議会の意思が既に去年の議会で決定をしております。内容としては、まず最初、建替えに向けての不動産の鑑定、それと建替え事業のアドバイザー業務委託、これももう既に契約をして事業がどんどん進んでおります。それと用地購入費、新しい給食センターを建てる土地も予算が可決をしております。ということは、給食センターの移転、建替えについては議会の判断によってこれが決定をしている。なおかつ、この決定した内容は議会の議長から報告がありまして、原案、可決ということで、なおかつ、これに対して市長のほうで公布すべきものについては既に公布をしております。予算は議決された段階で、議長から原案可決の連絡がきた時点で、市長のほうに予算の執行権が付与されたということで、議決された予算については付与されるということで、委員の皆様にも議決の重たさについて再度確認ということで、きょうはペーパーを配らせてもらいました。

もう一つなんですけども、去年の給食センターに係る議案が否決というよりは修正案、削られて可決された案件があるんですけども、そのときも議案の審議、議決の順番が若干おかしいなと思って議会事務局のほうにお話をしたんですけども、本来は議案が先に審議されて議決をするというのが一般的な順番になっております。前回の平成27年第1回議会では、陳情が先に議決をして、その後議案の議決になっているということで、これも順番が違うのでおかしいなというように思っていたんですけども、そのときも陳情に対して、陳情に出された内容が当該給食センターには該当しない陳情であったということは常任委員会で確認をしたにもかかわらず、趣旨採択ということで、趣旨採択というのは、内容も合っているし、ただ、一定の条件がそろったら、その内容については事務執行と言おうか、進められるよというのが趣旨採択なんですけども、その案件が法令上合致していないにもかかわらず趣旨採択という珍しい議決を議会がしましたので、それも順番としてはおかしいなということで、今後、議会の議運のほうでどんな順番で議決をしていくのかなというように思っています。

今回も、3月2日に陳情が先に委員会で審議されます。3月3日、次の日に新しく買う共同調理場の土地の契約案件の議案になっております。本来であれば、同じ趣旨の議案であれば、議案を先にして陳情が後になるというのが、議員必携に書いてあるんですけど、今回もそれが逆になっているので、場合によ

ては、ほとんど同一趣旨のものについては議案が先に可決、否決された場合については、それに伴う陳情についてはみなし採択とか、みなし不採択とかというような議決の仕方が出てくる。その辺についても、議会運営委員会のほうで審議をされてそういう順番にしたのか、その辺は全くわかりません。要は、議員必携に書いてある順番と違うのは、委員長はどのような立場で順番を変えたのか、それがちょっとわかりませんので、本来であれば、同一趣旨のものであれば議案を先に審議をした結果、それに関連する陳情については当日の後とか後日の日にやるとかという内容になるので、特別に何か恣意的なものがあるのかわからないんですけど、そのように思っております。

3月の2日の陳情審査と3月3日に共同調理場の移転用地の契約案件が常任委員会のほうで審議をされます。それと、日にちまではっきりわからないんですけど、3月の中旬に学校給食センターと、もう1件、総務部の関係であるんですけど、監査請求についての陳述の機会があるということで報告をさせていただきます。

以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。これまでの委員報告、ただいまの教育長からの報告について、質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

○石亀委員長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第1号「準要保護児童・生徒の認定について」は、個人に関する情報ですので、非公開がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 それでは、非公開といたします。

○議案第1号 白井市学習等供用施設管理運営規則の制定について

○石亀委員長 これから議事に入ります。公開案件から先に行います。

議案第1号「白井市学習等供用施設管理運営規則の制定について」説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 「白井市学習等供用施設管理運営規則の制定について」。

提案理由でございますが、本案は、現在直営で運営されている学習等供用施設の施設管理及び運営に関する規定について、制定するものでございます。

裏面を開いていただきまして、規則につきましては、白井市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例に基づきまして、管理運営に関して定めるものでございます。

白井市学習等供用施設、こちらは富士センターでございますけれども、指定管理者制度への移行が条例で定められておりますが、平成27年第4回議会定例会で移行期日が平成28年4月1日から平成29年4月1日に改正されております。それまでの間につきましては、市直営で施設の管理運営を行うこととなりますので、現在、指定管理者移行時の規則が制定されているということから、市直営のための

規則を改めまして制定するものでございます。

規則につきましては、基本的にこれまでの運営どおりでございます。規則の概要だけ簡単に説明させていただきます。

第1条につきましては、趣旨を記載してございます。

第2条につきましては、学習施設の開所時間を定めております。記載のとおり、午前9時から5時まで、それから教育委員会が認めたときは午後9時までの開所となっております。

第3条につきましては、休所日を定めておりまして、月曜日、祝休日、年末年始の12月29日から1月3日までの日としてございます。

第4条につきましては、利用の手続を定めております。

第5条につきましては、利用許可の取消しを定めてございます。

第6条につきましては、遵守事項について定めております。

第7条につきましては、補則を定めております。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するとしております。

次のページを開いていただきまして、別記といたしまして、利用許可申請書等の様式をこちらで定めております。

内容については以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの議案第1号の説明について、質問等がありましたらお願いします。

○米山教育長 これは今も直営でやっているの、規則全部改正になっているけど、現状で変わったところはないんですよね。

○鈴木生涯学習課長 内容につきましては、今の運営どおりでございます。

○米山教育長 運営どおりを聞いているんじゃないかと、規則は変わっていないんですかと聞いているんです。

○鈴木生涯学習課長 今ある規則については、指定管理者制度のものの規則になっておりますので、それを市直営のものの規則に変えるということでございます。

○米山教育長 現状も指定管理者の条例があるんだけど、延伸しているから、この規則のとおり運営をされていて、内容は変わってないんですよね。

○鈴木生涯学習課長 そのとおりでございます。

○石亀委員長 ほかによろしいでしょうか。

現状と同じということで、変わりはないということです。皆さんから特にご質問ありませんか。

議案第1号について、この原案のとおりに決定いたしますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第1号は原案のとおりといたします。

- 議案第 2 号 白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 3 号 白井市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 4 号 白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 5 号 白井市民プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 6 号 白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 7 号 白井市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 15 号 白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

○石亀委員長 議案第 2 号「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」から議案第 7 号「白井市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」まで、及び議案第 15 号「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」は関連がありますので、一括して説明願います。

○藤咲教育部参事 議案第 2 号から議案第 7 号までにつきましては、行政不服審査法の改正により同一の改正箇所がありますので、一括で説明したいと思います。

内容につきましては、行政不服審査法が全部改正されて、平成 28 年 4 月 1 日から施行することになったことから、ここで改正するものでございます。

改正の内容でございますが、異議申し立ての廃止により審査請求への一元化とあわせまして、審査請求の期間の延長をするものでございます。現状につきましては、議案第 2 号の特別支援教育就学奨励費支給規則の第 1 条の改正につきましては、1 面を開いていただきまして、別紙のほうですが、「60 日」を「3 箇月」に変えること、次に「代表する者は白井市長」を「代表する者は白井市教育委員会」に改正する。「対する決定」を「対する裁決」に改正するものでございます。

同様な改正が議案第 3 号の公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきましても、期間の延長で「60 日」を「3 箇月」、「白井市教育委員会に対して」を「白井市長に対して」、「異議申立て」を「審査請求」、「対する決定」を「対する裁決」という文言に改正させていただくものでございます。

議案第 4 号の白井市青少年女性センター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定につきましても、同様に「60 日」を「3 箇月」、あわせまして「白井市教育委員会に対して」は「白井市長に対して」、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改めるものでございます。

次に、議案第 5 号の白井市民プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正につきまして

も同様で、改正内容といたしましては、「60日」を「3箇月」に改め、「白井市教育委員会に対して」を「白井市長に対して」、「異議申立て」を「審査請求」、「対する決定」を「対する裁決」に改めるものでございます。

議案第6号の白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部改正につきましても、不服申し立てのもきで、裏面を開けますと、「60日」を「3箇月」に改めるものでございます。

議案第7号の白井市都市公園条例施行規則の一部改正につきましても、期間の延長で、「60日」を「3箇月」、「白井市教育委員会に対して」を「白井市長に対して」、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改めるものでございます。

行政不服審査法改正に伴って不服申し立てを審査請求に、対する決定を裁決に、期間延長をすることで60日を3カ月に、審査請求の相手を白井市教育委員会から白井市長に改めるという内容で、同様のものですから一括でお願いしたいと思います。

あわせまして、議案第15号ですが、これは前回規則改正を行ったんですが、一部不備がございまして、別紙様式、訴訟及び提訴する相手方が白井市長になっているんですが、決定が教育委員会でございますので、白井市教育委員会に改めさせていただきたいということです。議案第2号から議案第7号、あわせまして議案第15号について改正をさせていただくので、一括でお願いしたいと思います。

説明のほうは以上でございます。

○石亀委員長 それでは、議案第2号から議案第7号、及び議案第15号について一括して説明していただきましたが、質問等ありましたらお願いします。

議案第15号についてですが、「代表する者は白井市長」というのを「代表する者は教育委員会」に改めるということですが、今後、教育委員会会議が変わったとしても、この件については白井市教育委員会ということによろしいですか。それとも、またそのときには変更する可能性があるんですか。

○藤咲教育部参事 教育委員会もしくはその権限を持っているところが処分になりますので、教育委員会が決定を出していますので、教育委員会あてになると思います。

○石亀委員長 わかりました。

それでは、特に皆様から質問等なければ、1つずつ伺っていきます。

議案第2号「白井市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」、原案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 原案のとおりといたします。

次に、議案第3号「白井市公民館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、こちらは原案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第4号「白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、こちらも原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第5号「白井市民プールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、こちらも原案でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第6号「白井市都市公園有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、こちらも原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第7号「白井市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、原案どおりでよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第15号「白井市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について」、こちらも原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 以上、原案のとおりといたします。

○議案第8号 白井市教育相談員の委嘱について

○石亀委員長 続いて、議案第8号「白井市教育相談員の委嘱について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第8号「白井市教育相談員の委嘱について」。

提案理由ですけれども、本案は、教育相談員について、任期満了により新たに委嘱するものでございます。

裏面をご覧ください。白井市教育相談員、任期につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日までです。5名につきましては継続になります。

以上でございます。

○石亀委員長 人事に関することですが、議案第8号について、質問等ありましたらお願いします。

○川嶋委員 この継続についてとか、委嘱について、これではないかもしれないんですけども、今年度の相談件数は、昨年度に比べてどのような感じだったのか知りたいです。

○田代教育部長 昨年度と、この時期との比較をまだしておりませんが、今年度の2月末までの相談件数につきましては、合計で340回でございます。昨年度は、今データのものはございませんけども、相談件数は横ばい程度にはなっています。

以上でございます。

○石亀委員長 川嶋委員、よろしいですか。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○米山教育長 相談件数と、多いケース3つぐらい、それを報告してください。

○田代教育部長 本年度一番多い相談件数から言います。2月末現在で統計をとっています。多いのは不登校で150回、次にはLDとかアスペルガーという発達障害に関わる相談が53回、進路に関わる相談が27回、家庭の問題に関するもの、親子関係、そういったものは21回になっております。

○石亀委員長 関連して何か。

細かいことについてはまた機会があるかと思しますので、こちらの教育相談員委嘱に関して、皆さんにお諮りいたします。原案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 原案のとおりといたします。

○議案第9号 白井市適応指導教室指導員の委嘱について

○石亀委員長 議案第9号「白井市適応指導教室指導員の委嘱について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第9号「白井市適応指導教室指導員の委嘱について」。

提案理由としまして、本案は、適応指導教室の指導員について、任期満了により新たに委嘱するものでございます。

裏面をご覧ください。白井市適応指導教室の指導員、任期につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日でございます。指導員につきましては4名委嘱しております。4名とも本年度と継続になります。

以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明に質問がありましたらお願いします。

ずっと4名できていると思うんですが、人数は4名で足りていると。

○田代教育部長 現在、お子さんが13名、小学生が3名、中学生が10名来ております。足りているかといいますと、この中で個々に応じてやるのと、週に1日、全員が勤務する日を設けております。毎週水曜日に全員が勤務をした上で、引き継ぎ及びその中でいろんな行事を持ったりとかという部分もしておりますので、現在のところ、そんなに人数がすごく増えているとかいうものではない。大体同じような推移できておりますので、その中で運営をしているのが実情です。

○石亀委員長 十分に指導していただいているというふうに受けとめてよろしいですか。

○田代教育部長 されております。

○石亀委員長 ほかにありますでしょうか。

○米山教育長 在籍校の先生というのは、大体どのくらい来るんですか、ここの適応指導教室に。本来の在籍校の先生がある程度来てもらって、子ども達の様子と、不登校の子ども達のファイルがありますので、そのファイルについても、適応指導教室で書かれているものと在籍校で持っているものや

なんかの連携もあるので、できれば在籍校の先生方が適応指導教室に授業を含めて顔をもう少し出して、時々来ていると会うんですけども、それがもう少し増やしてもらいたいというのは感じていません。

○田代教育部長 確かに学校もいろいろと忙しいんですけども、管理職がかわりに行くというケースもございます。行事に関しては、確実に教育センター室のほうから校長会、教頭会で、こんな行事がありますよ、先生方、来てくださいということをお知らせしております。もっと学校のほうから空いている時間に行くように指導をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○石亀委員長 お忙しいとは思いますが、指導主事の先生方、市の職員も応援するということがありますよね。十分に手をかしていただけたらと思います。

皆さんからほかに質問等なければ、お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第9号は、原案のとおりといたします。

○議案第10号 白井市学校支援アドバイザーの委嘱について

○石亀委員長 議案第10号「白井市学校支援アドバイザーの委嘱について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第10号「白井市学校支援アドバイザーの委嘱について」。

本案は、学校支援アドバイザーについて、任期満了により新たに委嘱するものでございます。

裏面をご覧ください。資料の訂正を一部お願いいたします。青木清一先生ですけども、備考のところで新規となっていますけど、これは継続の間違いですので、そちらの訂正をお願いいたします。

白井市学校支援アドバイザー、任期につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日、中澤孝子先生と青木清一先生の2名で、2名とも継続になります。

以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問等ありましたらお願いします。

中澤先生、青木先生の、主に得意とされる分野はあると思うんですが、役割的にはうまく、こういった分野は中澤先生、こういった分野は青木先生というふうに、そういうふうにされている部分もありますか。

○田代教育部長 まずは、両方とも元校長先生でございますので、学校運営とか全体的なことについては、学校に対するアドバイスをいただけるんですけども、特に専門的に知識をお持ちの中澤先生については、読書指導、国語指導については専門的な知識をお持ちでしたので、今年行った白井第一小学校と南山中学校の国語とか読書活動の指導を行ってございました。来年、大山口中学校区、大山口小学校、白井第三小学校、大山中学校が文科省指定を受けて読書指導の指定を受ける予定でございます。ですから、そういった部分においては、中澤先生の力をおかりしてやってご支援をいただきたい。青

木先生については、元特別支援学校に教頭先生でもおられました。特別支援教育について非常に造詣が深い方でございますので、各学校の特別支援のお子さんについてとか、いろいろ困っていることとか、学校体制についてのご指導、ご支援をいただきたいということで、今そういう形で学校を回っていただいたりしております。

以上でございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。このお2方については、週に何時間という上限は決まっていますか。

○田代教育部長 上限は決まっております。週2日、1日7時間で上限を決めて予算化しております。

○石亀委員長 決められた時間の中で果たしていただいている役割もかなり多いのではないかと思います。

議案第10号、ほかに皆様からご質問等ありませんか。ほかにご意見ないようでしたら、お諮りしたいと思います。議案第10号、原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第10号は原案のとおり決定します。

○議案第11号 白井市学習等供用施設所長の委嘱について

○石亀委員長 議案第11号「白井市学学習等供用施設所長の委嘱について」説明をお願いいたします

○鈴木生涯学習課長 議案第11号「白井市学習等供用施設所長の委嘱について」。

提案理由でございますが、本案は、平成28年3月31日に任期満了となる学習等供用施設所長について、現所長を再任するものでございます。

裏面をお開きください。氏名でございますけれども、現所長の浅利互氏でございます。任期につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間でございます。

以上です。

○石亀委員長 再任ということですが、皆さんから質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第11号、原案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第11号は原案のとおり決定します。

○議案第12号 白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会委員の委嘱又は任命について

○石亀委員長 議案第12号「白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会委員の委嘱又は任命について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第12号「白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会委員の委嘱又は任命について」。

本案は、白井市学校給食共同調理場の建替事業者を選定するため、新たに選定委員会委員を委嘱又は任命するものでございます。

これにつきましては、平成27年9月議会において、白井市附属機関条例の一部を改正する条例が可決になりましたので、これに基づいて提案をするものでございます。

裏面をご覧ください。白井市学校給食共同調理場建替等事業者選定委員会委員名簿でございます。

まず1番の亜細亜大学の安登先生でございますけれども、経営学やPFIの専門をなさっている方です。主に浦安とか川崎市の給食センターの建替えに携わっております。

2番の女子栄養大学の堀端先生でございます。この先生につきましては、給食管理に関わる専門家でございます。主に市川とか鶴ヶ島市の給食センターの建替えに携わっている方でございます。

次に、3番目に千葉大学大学院の中山先生でございます。建築関係の専門の先生でございます。この先生は、木更津市、八千代市の給食センターの建替えに関わっている先生でございます。

公共団体の代表としまして、南山小学校PTAの阪野さん、教育機関の職員として大山口小学校校長の高橋先生、市民公募としまして倉敷さんです。倉敷さんについては、栄養士の資格をお持ちの方です。市の職員としましては、米山教育長になります。

任期につきましては、平成28年3月26日から事業者選定までとなります。

以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 附属機関条例の中で質問出たかもしれないんですけども、他市町村で建替事業をやったときの、例えば財政部長が入っているとか、反対に教育委員会の中でこういう人が入っていたとかというのがもしあれば、今ありますか。

○田代教育部長 申し訳ありません、資料が今手元にないので記憶でよろしいでしょうか。

幾つかは専門家だけで決めている市町村、あとは市の職員が例えば教育長であったり、財政課長が入ったりとか、それを含めて専門家が必ず入って決めているというのが他市町村あります。

○石亀委員長 ほかに質問がありましたらお願いします。

これは事業者の選定までということですが、期間としてはどれくらいを予定していらっしゃるのでしょうか。

○田代教育部長 期間につきましては、第1回目を3月中に行います。それから約1年間をかけて来年の3月に契約をする予定でございます。

○石亀委員長 わかりました。教育長ご本人がいらっしゃるのだからですけれども、市の職員の中で、教育長が適任という、選ばれた理由はありますか。今教育長おっしゃったように、例えば財政に強いエキスパートの方が市の職員として入るとか、ほかに案もあるのではないかと思います。教育長が

市の職員として入っているということ。

○田代教育部長 他市町村でいいますと、市の職員が、ほとんど教育長が入っています。ある市は副市長であったり、財政課長であったり入っている市町村が多いという形で、教育長を選定させていただきました。

○石亀委員長 ほかに皆さんから質問等ありますでしょうか。

委嘱又は任命とありますが、違いは何ですか。

○米山教育長 任命は、高橋紀子さんと私で、あとは委嘱だと思います。

○石亀委員長 高橋紀子先生と米山教育長が任命で、あとの皆さんは委嘱という形で1年間を予定しているということですね。

○田代教育部長 先ほどのつけ足しですけども、教育長がここに入るというのは、他市町村のほうも、結構そういう市町村が多かったということとともに、教育委員会の方針や方向性、全般に対して把握しており、どのような給食センターを建てたいという部分も含めた中で、教育長のほうがその会議の中で意見を述べられるということになりますので、そういった部分も含めて教育長を選定しております。

○石亀委員長 教育委員会も今までいろいろと、こんな調理場にしたいというような話し合いはされてきましたが、それを代表して意見を述べていただくという形ということによろしいでしょうか。

議案第12号についてお諮りいたします。原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 原案どおりといたします。

議案第13号に入る前に少し休憩をとらせていただきたいと思います。15時15分からお願いします。

午後3時05分 休憩

午後3時15分 再開

○石亀委員長 再開いたします。

○議案第13号 (仮称)富士中学校について

○石亀委員長 議案第13号「(仮称)富士中学校について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第13号「(仮称)富士中学校について」。

提案理由につきましては、本案は、大山中学校の生徒数の動向から、(仮称)富士中学校のあり方について提案するものでございます。

裏面をお開きください。前回の教育委員会議の協議の中である程度説明をされておりますので、今回、必要な部分だけを読み上げます。

1番目として、(仮称)富士中学校にかかる方針決定についてでございます。平成26年12月に

策定した白井市の人口推計報告書では、年少人口（0～14歳）が、平成32年をピークに減少していくと見込まれており、大山口中学校が指定校となる白井第三小学校区においても平成32年をピークに、大山口小学校区では平成27年以降、減少すると見込まれています。

また、大山口中学校の生徒数を推計したところ、平成30年度から平成32年度をピークを迎え一時的な教室不足が予測されるもの、その後、減少することから、新たな中学校を建設するのではなく、大山口中学校の増築により対応し、（仮称）富士中学校については、今後、建設しないとの方針をここで決定をしていただきたいと思います。

方針の理由ですけれども、大山口中学校の生徒数の推計では、平成30年度から平成32年度までに生徒数のピークを迎え、一時的な教室不足も予測されていますが、その後は生徒数が減少し、多くの余裕教室が生じることから、大山口中学校の増築により対応することが妥当であり、地域の保護者や自治会等の意見についても富士中学校建設を必要とするものではなく、大山口中学校を増築し指導に適した教育環境にしてほしいといった意見や、子どもの遊び場として、あるいはスポーツ団体の活動の場として等、広場として地域住民が活用できる場を望んでいるものでございます。

以上のことから、富士中学校の建設は要しないと判断をしております。

2ページについては、これまで行ってきた話し合い、3ページでは、タウンミーティングの内容、前回と同じ資料でございますけれども、載せてあります。

4ページは、今後の児童・生徒数の推計と教室不足についてと、5ページにつきましては、今後の児童・生徒の推移方法を細かく載せています。参考までにご覧ください。それが8ページまで続きます。

9ページをお開きいただきたいと思います。大山口中学校の増築についてです。大山口中学校生徒数の推計から、生徒数が増加し教室不足により学校運営に支障を来すとされている平成30年度までに増築をする。増築については、将来の生徒数の減少と既存校舎の配置との関係、市の財政負担等を考慮し、既存校舎への接続ではなく、独立棟で2教室分といたします。その際、学校運営の効率性や給食配膳などの問題を考え、図書室等の特別教室を普通教室に転用し、図書室を増築することにより整備したいと思います。

規模につきましては、平屋建ての2教室分。

建築費用、概算でございますけど、設計が約1,000万円、本体価格が約3,750万円、既存構造物の撤去や付帯施設設備費用としまして2,000万円、合計6,750万円が概算でございます。

工期につきましては、平成28年度から実施設計をして、平成29年度に工事に移っていくという予定になります。

10ページにつきましては、一番右側のB棟3階の図書室があります。コンピュータ室の下でございます。ここを普通教室とか適応指導教室、または少人数教室という形で、通常の教室という形で使っていく方向で現在考えております。

11ページの図面でございます。これについては校舎の下に設置予定箇所とあります。図面上なんですけども、ここに増築棟を建てていく予定でございます。詳しいものは設計をしながらやっていきます。

以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 まず、11月に教育委員と大山口中学校区の学校長、教頭、PTAの会長で大山口中学校の教室不足の対応について、同時に富士中学校の建設について意見交換会をしました。その時の内容については、ここに書かれてあるとおりで、教育委員も保護者、学校の意向は伝わったというふうに思っています。その後に教育委員会議の中で大山口中学校の増築について、それと富士中学校の建設についての2点を再度確認しました。

11月と12月の時期になぜやったかといいますと、予算の協議の中で、大山口中学校の基本設計と実施設計を一緒に当初予算に上げたところ、富士中学校の方向性を出してから大山口中学校の設計費の予算を上げてくれというのが財政部門のほうからありまして、皆さんで協議をしてきました。12月の政策会議の中でも一定の方向性を、富士中学校を教育委員会として今後建てていくのか、建てていかないのかという方向性を出した上で大山口中学校の増築の予算を上げるよという政策会議からの提案的な指示がありまして、教育委員会としては、現状の利用のまま大山口中学校の増築の当初予算を上げました。ところが、富士中学校については、新しく引っ越してきた方が、中学校が本当にできるのかとか、（仮称）中学校という場所があるんだけど、どこにできるのかという問い合わせが結構あるということで、それであれば、引っ越してくる方にも富士中学校ができていうように思われてもしようがないので、その辺は方向性を決めてもらいたいという政策会議のほうから話がありました。ワンセットで考えていこうということで、それを受けて地域の方達がどうなのかということで、富士地区全体の自治会長が集まるタウンミーティングの際に、富士中学校と現在の利用形態について意見を伺ったところ、富士中学校を立ててくれというお話よりは、富士地区で現在使っている富士中用地の活用方法をもう少し利用しやすくしてくれと。今のままを使うのは、十分に使っているけど、なお一層使いたいというような意向があったということで、地域の関係、子ども達、保護者、学校側から特段、富士中学校建設の要望がなかったことを含めて、政策会議のほうからあった要求事項に対して、富士中学校については建てないということを教育委員会議で決定をして、来年度のどこかの時点で設計費を補正予算で上げていきたいというように思っております。

前回確認した内容等とほぼ同じなんですけど、その後、タウンミーティングのほうで、全自治会長が集まる中で意見を聞いてきたというのがありましたので、できれば、きょうの会議で（仮称）富士中学校は建設しない。ただ、その後、用地管理は教育委員会でやっていますので、すぐ市長部局に移るかという、そうではないので、使い方、今後の利用の仕方についてはまた話し合いをしていきたい。ただ、スポーツ少年団とかグラウンドゴルフとかは細かい話をしておりませんので、その辺も今後

説明をしながら進めていきたいというように思っています。

富士中用地は、現在の（仮称）富士中用地には建設をしないということを決めた上で、この前、学校と保護者からもらった教室の増設について、早い時期に増設をしていきたいというように思っています。

以上です。

○石亀委員長 ありがとうございます。今のお話も含めて、質問等ありましたらお願いします。

○小林委員 この件については、もう何度も話し合ってきて、平成32年度以降、人口減の時代になるということで、それ以前に富士地区近辺に増えるであろう人口というのは思ったほどではなくて、大山口中学の増築で乗り切れるということですので、富士中学校は建設しないという、この方針で決定していいと思います。

以上です。

○石亀委員長 ほかにいかがでしょうか。

○高城委員 富士中予定地という名前なんですけど、方向性、何をつくるか、どういうものを持ってくるかによって名前がまた変わってきますので、まだそのままつくらないけど、予定地というふうに呼んでいいんでしょうか。

○田代教育部長 実は今のご意見については、タウンミーティングのときに、地域の方が、もしつからないんだったら名前を変えていただきたいというご意見でしたので、今後、この会議で確定して、政策会議で確定したのであれば、また教育委員会会議に名前等についてもお諮りしたいと思っております。

○米山教育長 決定をした後、政策会議等でまた正式決定した後に、今教育委員会が土地を持っていますけども、学校用地でなくなった地点で市長部局に返すことになりますので、その協議を政策会議の中で。管理についてはまた教育委員会のほうで事務委任を市長部局から受けるのか、市長部局のほうで公園的な利用で考えていくのか、その辺はまた教育委員会議の中に出していきたいと思っておりますので、そのときにまた、市長部局に返しちゃうと市長部局で名前を考えるだろうし、教育委員会としては富士中の建てる用地だということだったので持っていましたので、市長部局にいつかの時点で戻すと思いますので、名称等については、スケジュールなどは教育委員会議の中で報告なり協議をしていきたいと思っております。

○石亀委員長 名づけ親になりたいですね。愛着のある方もいるかとは思いますが、それは行く行く、当然新しい名前がついていくということで。

ほかにありますでしょうか。小林委員からもお話がありましたように、皆さん、地域の方々、学校関係の方とも一緒に話し合いの場を持っています。すごく大きな決定をするような気がしていて、緊張の瞬間でございますが、どうですか、意見、何でも。よろしいですか。

それでは、議案第13号についてお諮りいたします。原案のとおりということでよろしいでしょう

か。

[「はい」と言う者あり]

○石亀委員長 原案のとおり決定いたします。

ちなみにですけど、資料の中の10ページで、学校の地図なんですが、一番右側の図書室の説明のところの字が切れちゃっているんで、わかれば教えてください。

○田代教育部長 平成30年から図書室を区切って少人数教室及び適応指導教室に使用したいため、図書室を間仕切って教室使用するという意味で書いてあります。申し訳ありませんでした。

○石亀委員長 わかりました。図書室が移動するとか、なくなるとかいうわけではなく。

○田代教育部長 図書室自体は新しいところに持っていくので。増築したところに丸ごと図書室を持っていく予定です。

○石亀委員長 ありがとうございます。

○議案第14号 白井市学校徴収金会計システムガイドラインの策定について

○石亀委員長 議案第14号「白井市学校徴収金会計システムガイドラインの策定について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第14号「白井市学校徴収金会計システムガイドラインの策定について」。

提案理由としまして、本案は、学校において保護者から徴収する学校徴収金の適正な処理を行うため、ガイドラインを策定するものでございます。

これにつきましては、前回の教育委員会議でお諮りしましたところ、保護者の意向というものがありませんでした。そこで私のほうがPTAの会長会のほうに出向いて、この案という形でガイドラインをお示しいたしました。特にこのガイドラインの大きなものとしては、手集金ではなくて銀行振込の集金に変更していく部分が大きな保護者に関わるものでございました。例えば今までPTA会費については学校で学級役員さんがいて、教室で2、3日かけて集めていた学校さんもございましたので、そういった部分もございましたので、確認をとらせていただきました。

一番最後のページを1枚めくっていただきまして、そこに出ています。学校徴収金についてのアンケート結果という形でお手元にいっています。実は、学校徴収金について、手集金の学校が6校ございましたので、特に6校の学校の保護者の方に聞いてくださいということをお願いをしました。

第一小学校の方、PTAの会費についてのものがありました。PTA会費はPTAの通帳に振り込むのかというのではなくて、多くは自分の口座から一括して学校の口座に入りますから、その学校の口座からほかのお金と一緒に入りますので、そこからPTAのほうの会計さんに振り込むなりお金をお渡しするという方法がほとんどの学校でとっておりますので、それは実態に応じてくださいということで、ここに書いてあります。

第二小については、引き落とし回数を検討していただきたい。一番少ない学校は、年間3回引き落

としをやっている学校もございますので、そういうことでご意見がありました。

第三小については、賛成の意見と、銀行になかなか行きづらいということがあったんですけど、これはできたらお願いをしますという形で教育委員会は考えているということです。

大山口小学校については、P T A会費が独自に振込しているみたいなので、大きな問題はない。

清水口小学校については、それに特に意見はない、池の上小学校もそういう意見でございました。

そういった意見を合わせまして、銀行振込については、今後、学校長のほうから保護者に対して説明をしながら、1年間かけて振り込みに係るさまざまなことについて決めていく形になります。そういう形で、保護者の方もそういったご意見をいただいたので、銀行振込の口座から引き落としをしていくという方向で進めていきたいと思えます。

ガイドラインですけど、最低限度のことを決めているので、これ以上のこととか、このほかのことについては、それにあわせていくのと、あとモデルケースという形で出しておりますので、これを参考にしながら学校でマニュアルをつくっていただく形になります。

以上でございます。

○石亀委員長 ありがとうございます。

○米山教育長 今の話を聞いていると、P T A会費だけみたいな話なんだけど、保護者のほうには、例えば教材費とか、修学旅行の積み立てとか、保険の関係、そういうものも含まれた学校徴収金という話をしたのか。

それともう一つ、自動振替だと手数料をとられると、今度、銀行もマイナス金利になって、例えば口座を持っているだけで管理料を取られるような時代もくるかもしれないし、振替手数料が上がることも想定されるので。その辺の話をP T Aのほうにして、保護者のほうが理解したのか。

○田代教育部長 保護者の方には、2ページの、こんなものを引き落としますという、上の段の(2)にあります。その部分の説明と、お金がかかるということで、3ページのほうに銀行ごとの比較というので値段が書いてあります。これだけお金が現在かかってやっていますよということも説明をさせていただきました。その上でご意見をいただきました。

○石亀委員長 皆様から質問がありましたらお願いいたします。

特にP T A会費のことだけが強調されていうようなお話がありましたけれども、ここに提示されているガイドラインは案ということなので、あくまでもこういう口座で引き落としして徴収するもの、現金で徴収するもの(例)というふうにあります。こういったものを教育委員会としては考えていますので参考にしてくださいということですか。これをこのとおりに引き落とししてくださいというふうに指示をするものとして、私達はこれを今日、そうしてくださいというふうに決定するものですか。

○田代教育部長 後半になります。いわゆる市として銀行振込を使って学校徴収金を徴収してください。そのほかに、統一されていないお金については個々の集金になりますので、そういう形で今後ガイドラインについてはある程度強制力というんですか、これに基づいて学校は徴収をして、今マニユ

アルをつくっておりますので、そのマニュアルに基づいて学校が動くという形になります。

○石亀委員長 この指針に沿ったもので学校は独自でマニュアルをつくって進めているということですね。それに関しては、責任は学校が持つ。きちんとそれを実行していく。

○田代教育部長 事件が起きないためにガイドラインをつくって強制力を働かせたので、それに基づいてきっちりとマニュアルをつくって、学校に沿ってきちっとやるということですので、責任というものに関しては、つくった責任は教育委員会にございますので、教育委員会がこういう形でつくって学校に指導、指示をしますので、そういうふうに捉えていただければと思います。

○石亀委員長 皆さんから何かありましたら。

○小林委員 前回、話し合ったときに、現金で回収するよりも回収率が悪くなるんじゃないかとか、そういう話がされたんですけども、もうほぼ全てのものが今、自動振替口座になってきていますので、ますますそちらのほうに進んでいくと思いますので、ちょっと大変と思う親もいるかもしれないんですけども、この方向でいったほうが時代の流れとしてもいいと思いますし、安全、お金を扱うという面でも、このように指導したほうがいいのではないかと私も思いました。

以上です。

○石亀委員長 金庫については、学校はもうちゃんとした機能している金庫はあるということで、新たに購入しなければならないとか、そういった状態ではないんですか。どう受けとめてよろしいんですか。

○田代教育部長 金庫につきましては、かなり古くなっている金庫もございますので、とにかく機能的にはちゃんと鍵をかけますし、鍵の管理もします。ただ、ダイヤルの部分が学校によっては、もうわからないという学校もあります。それについては、また今後、ダイヤルの復帰という部分も含めて、予算も含めて、学校と確認していきたいと思います。

○米山教育長 確かに現金も大切なんですけど、子ども達の指導要録なんかのデータが盗まれたりするのも大変怖いので、その辺はきちっと、金庫が必要ならば、子ども達のデータがずっと残るものなので、例えば耐火金庫で、火災があっちゃいけないんですけど、必ず子ども達に不利益がないようにということと、何らか盗まれちゃうことがないようにということも含めて、再度、金庫については、教育委員会として機能している金庫なのかどうか、大丈夫なのかどうか確認をしてください。

○田代教育部長 わかりました。

○石亀委員長 書庫についても同じだと思いますが、書庫は常時使っていると。

○田代教育部長 書庫というのは、先ほど言った、基本的に耐火金庫という、書庫とも、学校によって呼び方がいろいろ違うんですけど、指導要録という情報が全部しまっているもので、鍵をちゃんとかけられるものになっています。

○石亀委員長 皆さんからはよろしいでしょうか。

議案第14号についてお諮りをします。原案のとおりということではよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○石亀委員長 議案第14号は原案のとおりで可決します。

○協議第1号 白井市民プール存続に係る今後の方向性について

○石亀委員長 協議第1号「白井市民プール存続に係る今後の方向性について」説明をお願いします。

○鈴木生涯学習課長 協議第1号「白井市民プール存続に係る今後の方向性について」。

提案理由ですけれども、本案は、白井市民プール存続に伴う総合管理計画策定における学校プールの今後の方向性について協議するものでございます。

裏面を開いていただきまして、今後の方向性ということで、前回もさせていただいておりますけれども、改めて協議をさせていただきます。

一番最初に記載されているものなんですけれども、こちらは概略ですが、現在、市では公共施設等の全体の状況を把握いたしまして、長期的な視点を持って施設の更新や統廃合など計画的に行うことで財政負担の軽減や平準化を目的とする公共施設等総合管理計画というものを策定中でございます。このような中で、市民プールの指定管理期間が平成28年度までとなっております、平成29年度以降の指定管理者選定作業を平成28年6月から実施しなければならないということで、長期的な視点に立った今後の方向性について平成27年度中に決定をいたしたく協議させていただくものでございます。

次にいきまして、水泳授業の市民プールの利用回数ということがございますが、こちらにつきまして改めて検証をいたしましたところ、前回と変わってしまったんですけれども、小中学校とも午後の利用、こちらにつきましては、下校の時間の問題がありまして、実施ができないということがわかりました。従いまして、ここでいうテントを設置しなかった場合、これは現状ですけれども、これだと35日、35回、テントを設置した場合は93日というふうになりました。これは前回お示しした資料の利用できる日数、テントの場合だとこの倍だったんですけれども、午後は下校の時間でできないということですので、そこを改めて削除させていただいています。

そのようなことで、次が必要指導回数及び移動等の経費ということで、こちらを平成28年度ということと、10年後の平成37年度の予測、こちらのを合わせて提示をさせていただいております。平成28年度を見ていただきますと、児童数の多い第三小学校と大山口小学校、七次台小学校、この3校がともに指導回数が40回ということで、そうなりますと移動経費が約400万弱というような大変費用負担が大きくなっているというようなことでございます。こちらを参考に表とさせていただいております。

次に、右のページにあっていただきまして、学校プールの現状ということで、どうなのかということで、全校、こちらのほうに表にしてございます。状況については、こちらの記載した内容が現在の状況でございますけれども、次の下の部分の学校プール改修の優先順位というところを見ていただきますと、上記の状況から、小学校、中学校に分けてはございますけれども、優先順位ということですが、壊れる可能性が

高い順序になるかと思えます。小学校につきましては、大山口小学校から第三小という順序で壊れる可能性が高いのではないかと。中学校については、南山中、白井中という順序なんですけども、南山中、白井中については、これは既に故障のために使用してなくて、今年度は市民プールで行いました。

次にいきまして、水泳授業を市民プールでのキャパシティはどうかということでございますけども、現状の受け入れ、これはテントがないということでの受け入れですけども、既に南山中と白井中が4回やっておりますので、それを除くと31回というふうになります。これを仮に優先順位のとおりを実施するというふうになると、大小というのが次にくる可能性があるんですけども、40回ということになってしまうと、この31回を上回ってしまうので、この段階でできないと、小学校については難しいと。ただ、中学校の場合は、残りは大中と七中と桜台中なんですけども、この学校の部分ですと、ここには当てはまってくるので、全校のほうでの受け入れ、中学校は可能であるというような資料になっていません。

次に、テントを設置した場合ですけども、こちらについては利用回数が93回でございますけども、同じく南山中と白井中の4回を除きますと89回というふうになりますけれども、これも優先順位のとおり仮に実施するというふうになると、これが大山口小と第三小が順番に受け入れてしまうということになりますと、その段階で他校の受け入れというのが非常に難しくなっているというような状況でございます。

裏面を見ていただきまして、水泳授業を市民プールで実施するにあたっての課題ということで上げさせていただきます。まずコスト面でございますけれども、1点目といたしましては、小学校の受け入れが長期化するというふうになりますと、移動等の経費が通年化するという事で、財政負担が非常に多額になってしまうということが1点ございます。また、小学校プール、一時的に市民プールを活用し、その後、改修しようという場合においては、その間学校プールの劣化が進んでしまっただけで改修費用が増大してしまうということも課題となっております。例として、参考までに、大山口小の場合の移送費と学校プールの改修費を記載しておりますけれども、これの移送費を6年間やった場合には、おおむね改修工事が出てしまうということをご記載をさせていただきます。

2番目の授業数の確保というところの課題でございますけども、1つとしては、市民プールへの移動時間に数十時間、時間をとられてしまうということで、他の授業への影響が懸念されるということがありますので、この場合、保護者の理解が得られるかどうかという点が1つございます。

また、小学校全校が市民プールに移行するということができないことがありますので、そうなってくると市内の児童・生徒の面での平等面からは好ましくないのではないかとということが1点ございます。これらのことについては、小学校長のほうからも、学校運営上、そういうことでは市民プールでの水泳授業の実施は難しいのかなという意見は伺っております。

ただ、中学校に関しましては、水泳授業の時間数が非常に少ないものですから、移動に要した分の授業数の分の確保については、十分可能ではないかと考えております。

最後に、結論のところでございますけども、ここを読ませていただきますと、市民プール存続のためには、公共施設と総合管理計画の策定趣旨に沿った今後の施設の方向性を示すことが求められており、使用不可となった学校から市民プールへ移行するという不明瞭な位置づけでは計画との整合性が図れないため、施設の方向性を明確にする必要があり、学校プールの再配置を検討することにより、経費の削減が図られることで市民プールを存続させる意義を高めることとなるということで、以上のことから、上記課題を検討いたしました結果、市民プール存続にあたっては、まず中学校については、使用不可となった学校から中学校プールは順次廃止をしていく、水泳授業を市民プールで実施することといたしたいということ、2点目なんですけども、第三小と大山口小と七次台小の3校の学校プールにつきましては、多額の移送経費がかかってくるということで、これは学校プールの改修を実施することといたしまして、その他の小学校については構造的な大規模改修が必要となった場合に学校プールの改修または修繕かを生徒数や移送経費等を含め総合的に判断していきたい。最良の手法に施設の長寿命化を図っていくこととしたいという内容でご提案をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 まず、市民プールを存続するという中で、人気があるということと、学校の授業に使えると。そういうようなことで最初進んでいて、市民プールが存続するという方向は1つの方向としてあって、学校が市民プールを使うという際に、小学校が使うのは経費がかかりすぎて割に合わないということですよ。そういうことですよ。だから、使えるとしても中学校しか市民プールは使うことはできないということですね。

○鈴木生涯学習課長 中学校だけではなく、最後の説明のところが明確に伝わらなかったと思うんですけども、3つの小学校部分については、余りにも費用がかかってしまうので、そこだけは改修してしまいたいということなんですけども、ほかの小学校については、改修なのか修繕なのか、移送経費を含めて総合的に判断して、市民プールのほうでキャパシティがあって、そこで受け入れられることであれば、総合的な判断の中で、他の小学校のほうも市民プールで水泳授業を実施していきたいということでございます。その辺で今中身が伝わっていない資料になってしまったと思うんですけども。

○小林委員 その場合でも、小学校は多くの経費がかかる、この記述の中に、学校によって差が、カリキュラムというか、授業に差ができてしまうわけですよ、プールを使う、使わないで。それだったら、全部小学校は使わない、同じくプールの改修でいったほうがいいんじゃないかなと思ったんです。

○米山教育長 まず最初、行革のほうから、プールの廃止について、そういう時代じゃないから廃止しろという話が多分出てくるんですけど、教育委員会のほうでは、点検・評価の中でもプールは存続してもらいたい。要は、市民の楽しみのもので、子ども達も大変楽しみにしているというこ

とで、存続方向に向けた場合について、学校プールを使用することによって、なおかつ市民プールの存続価値が出るだろうということで、生涯学習課のほうに学校プールが壊れた場合に市民プールの活用ができないかということで今回つくってもらって、基本的には、今、南中と白井中は使えないので。ただ、あそこを直すとなると、大体2つで8,000万円から1億円かかりますから。ということは、8,000万円から1億円かかるプールの分は市民プールの存在価値がそれだけあるということで考えてもらいたいと思います。

今説明があったんですけど、中学校だけを行かせるというのではなくて、小学校でも3つの学校以外は、壊れた時点で市民プールを使ってもらいます。35回の屋根なしの場合については。それは判断基準をどうするかというのは、総合的に考えてと言っていたんですけど、600万円、700万円ぐらいだったら直しちゃいます。ただ、白井中、南中みたいに2,000万円を超える、3,000万円を超えるような大きな金額の、構造的にプールサイドに穴を掘って全部直すようなものの金額であれば、それはやらなくて、市民プールのプールを使ってもらおうということで、その辺は授業時数の問題がありますけども、学校には理解をしてもらって市民プールを使ってもらいたい。

それとあと、午後から使えないというように学校は言っていたんですけど、例えば1時間でも2時間でも使えるような日付があれば、もう少し稼働していこうと。3つの学校、三小、七小、大小については、何回も往復しないと、市民プールのキャパシティもあるし、子どもの人数、バスの人数も増えますので、その3校については、総合管理計画の中で、修繕の中で、市の予算の中で入れていくと。

○**小林委員** つまり、今後壊れたらできるだけ市民プールを使えるものは使おうということですよ、節約のために。そこへ使うためにかかる経費が、今あるものを改修するよりもかかり過ぎちゃうところは、とりあえずは自分のところを直すということ、基本的にはできるだけ市民プールを使って、壊れたのを修繕しなくてもいいようにしたいということですよ。その基本線があるということはわかりました。

○**米山教育長** その基本線を600万円にするのか、800万円にするのか。今回みたいな構造的に壊れたものについては、もう学校のプール、3,000万円、5,000万円、修繕をしません。市民プールで対応していきます。ただ、500万円、600万円の簡単な入れかえとか、プールの床面が、タイルが一部はがれているとか、ざらざらしているとかいうのについては修繕でやっぺいこうというように思っています。市民プールの存在価値を上げるのに、これから行革との会議の中で、市民プール、いらないだろう、教育委員会では必要なんだということで、やり合いが出てくると思うので、教育委員会の中で市民プールの、今までのプール価値、プラスアルファ、学校のプールが壊れた場合の対応を市民プールで補えるよというプラスアルファの存在価値の部分を決めておきたいということで提案をさせていただきます。

○**小林委員** わかりました。

○高城委員 市民プールの存続は大いに賛成です。教育長のおっしゃること、よくわかりました。中学校は、基本的には壊れた時点で、5校、市民プールを活用していただいたほうが生徒達のためにも、指導者もいるんですか、市民プールの場合でしたら。

○田代教育部長 指導者は教員ですけども、サポートという形で専門の方をお願いしております。

○高城委員 年齢も上にくると、そういうサポート、専門の方がいたほうが生徒達のためにもいいと思うので、今は白井中、南山中ですけども、希望は5校、基本的に中学校は市民プールで指導する。年にそんなに、3年間でたった2回か、それぐらいのことで、中学校のプールをそのまま維持するという事は、ぼちぼちいらない方向で進めていただいたほうがいいと思います。

あとは、中学校で水泳部がある学校はあるんですか。

○田代教育部長 水泳部は一切ございません。

○高城委員 白井中に水泳部が大昔にあって、冬場はいつも走ってたっていう。泳いでいたのは、そんなに、水泳部も何カ月もなかったの。

白井中のプールで、今はお水を張っていて、そのお水はスプリンクラーかなんかで、水替えとかはしているんですか。子ども達、夏場とか、スプリンクラーの水がかかると汚いよとか、うわさは聞いて、白井中の子は逃げるんですけど、試合に来たほかの学校の生徒達は、冷たくて気持ちいいとか浴びていますので。

○米山教育長 あれは防火貯水槽でプールを使いますので、多分、スプリンクラーには持って行ってないと思います。

○田代教育部長 南山中は持って行っていきますね。

○米山教育長 学校によって。でも、基本的にはスプリンクラーで使うのであれば、ほかから引いてもらったほうがいいんで、あくまでも防火貯水槽で、近隣で火事があったり、学校で火事があったときのためのプールとして水を、プールは残しておきますので、スプリンクラーはきれいな水なので。

○高城委員 かかっても大丈夫なんですか。いろんいうわさがある。

○田代教育部長 南山中はプールの水なんです。だから、足りなくなると、南中はプールの水を出して中の水槽をちゃんと増やします。

○高城委員 白井中の水は……。

○田代教育部長 構造的にちょっとわからない、すみません。

○石亀委員長 七中のように砂が近隣に、運動場の砂が飛んで迷惑をかけているという場合は、水を、びたっととめなければ、その砂をね。

○田代教育部長 あれは水道から直結の水です。七次台中はプールの水でございます。

○石亀委員長 市民プールの存続ということで、経済的な面で見ると、トータルで市民プールに存続してもらわないと困るということだと思いますけれども、経済的な部分だけではなくて、プラス

アルファ、市民のための心のよりどころであるとか、そういったお金では計算できないような、何かプラスアルファのものの価値観というか、そういうものがあつたほうがより説得力があるのかなという気はするんですけども、経済的な面からいえば、そういった形で白井市民プールにあつてもらわないと困る、これからも存続してみんなで使っていくということ、あとは、シーズンには家族の憩いの場であるとか、そういったところもプラスして考えていけたら、よりいいのではないかなというふうに私は思います。

学校のプールについては、衛生面とか健康面とか、そのあたりのことを十分に管理していただきたいということをお願いします。

○**米山教育長** 今後、行革とのせめぎ合いとか、市民プールを残すか、残さないかという話があるので、教育委員会としては、市民プールは残しておくという方向性で、よろしければ、これで各課との協議に入っていきたいと。

○**石亀委員長** それでは、そのようにしていくということで、協議第1号についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○**石亀委員長** それでは、協議第1号は原案のとおりとします。

非公開案件

○報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○**石亀委員長** そのほか、何かありますでしょうか。

○**藤咲教育部参事** 前回、白井の優良児童・生徒の表彰の推薦の関係で、1件保留があつた方なんですけど、県の大会では第2位という数字だったんですけど、中央のコンクールに出展はしたんですけど、全国の6位以内には入れなかつたということだったので、推薦はしない旨でさせていただきたいので、報告をさせていただきたいと思います。

それとあと、もう1点なんですけど、きょう機のほうに卒業式の告辞文と出席者名簿のほうを置かせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**石亀委員長** 特にほかはよろしいですね。

特になければ、以上をもちまして、本日の日程は終了いたします。

午後4時13分 閉 会